

(訟ろ-06)

平成28年11月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉田 智 宏

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聡

証人等の保護のための諸制度に関する参考事項について

(事務連絡)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第3号に掲げる規定及び刑事訴訟規則及び不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則（同年最高裁判所規則第6号）が12月1日から施行されます。

ついては、このうち、刑事手続において証人等の氏名等の情報を保護するための制度に関する参考事項を、別添のとおりまとめましたので、関係職員に配布するとともに、関係職員の間で十分に議論を行い、運用に関する申し合わせをするなどして、庁全体として適切な事務処理態勢を確立し、証人等の氏名等の情報の保護に遺漏がないようにしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

平成28年11月

証人等の保護のための諸制度に関する
参考事項について

目 次

第1 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置について

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 Point 証拠開示・閲覧謄写の際の措置が新設
- 2 検察官による証人等の氏名及び住居の開示に係る措置（法299条の4）・・ 2
 - (1) 措置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 Point 証拠開示の際，①条件付与等の措置②代替的呼称等の開示措置
 - (2) 措置の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 Point 措置の通知がされたことを情報共有
 - (4) 証人等の尋問決定の告知方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (5) 検察官による開示に係る措置がとられたものの，措置対象となる者について被害者特定事項の秘匿決定又は証人等特定事項の秘匿決定がなされない事案における留意点・・・・・・・・ 3
- 3 裁判所による開示に係る措置の裁定（法299条の5）・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 Point 検察官の措置の全部又は一部の取消し
 - (2) 手続の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 調書の記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 裁判所における閲覧謄写等の際の措置（法299条の6）・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 Point 閲覧謄写の際，①条件付与等の措置②閲覧謄写禁止の措置
 - (2) 閲覧謄写等における措置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 条件付与等の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 Point 措置をするかどうか，裁判体が判断
 - (4) 証人等の呼称又は連絡先の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (5) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 Point 裁判体によるマスキング等の具体的な指示・確認

第2 公開の法廷における証人等特定事項の秘匿措置について

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 証人等秘匿決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 秘匿の申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 Point 証人等が直接裁判所に申出→制度教示・意向確認
 - (2) 秘匿決定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 Point 秘匿決定がされたことを情報共有・法廷での運用の認識共有
 - (3) 証人等秘匿決定の告知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 公判廷における手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (5) 調書の記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (6) 刑事訴訟記録上における配慮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 Point 記録上表れないようにする配慮
- 3 秘匿の申出がされない証人等の特定事項の取扱い・・・・・・・・・・ 16
 Point 制度教示，申出意向の確認を依頼

第1 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置について

1 制度の概要

検察官が、証拠開示を行う際、被告人その他の関係者に証人等¹の氏名又は住居が知られることにより、証人等やその親族への加害行為などがなされるおそれがある場合であっても、従来は、弁護人に対し、証人の住居等が特定される事項を他人に知られないようにすることなどの配慮を要請することができるにとどまっていた（刑事訴訟法（以下「法」という。）299条の2、299条の3）。

今回、このような加害行為等を防止するとともに、証人その他の刑事手続に関与する者の負担を軽減するため、より実効性のある方策として、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の規定が設けられた（法299条の4ないし法299条の7）。

これにより、証人等の氏名又は住居について、証拠開示の段階及び訴訟記録の閲覧謄写の際に、弁護人に対し、その機会を与えた上で、被告人に知らせてはならないとの条件を付したり、知らせる時期や方法の指定をする措置や、被告人及び弁護人に対し、氏名又は住居を知る機会を与えないこととした上で、氏名に代わる呼称等を知らせる措置をとることができることとなった。

ところで、これまで裁判所では、被害者特定事項の秘匿決定（法290条の2）がされた事件等については、当該被害者の氏名や住所等の被害者特定事項について、調書作成や閲覧謄写の際などに様々な配慮をする運用を行ってきたところであるが、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置が導入された後も、これらの運用が引き続き行われることも考えられることに留意されたい²。

なお、【別紙1】は、被害者・証人等特定事項の漏えい防止策の関係を整理した表であり、【別紙2】は、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置について整理した表であるので、各庁において、適宜加工するなどして利用されたい。

¹ 対象者は、

- 検察官が取調べの請求をする証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人（法299条の4第1項）
- 検察官が取調べを請求する証拠書類等に氏名若しくは住居が記載・記録されている者であって検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの又は検察官が取調べを請求する供述録取書等の供述者（法299条の4第3項）

である。

² 証人等特定事項の秘匿決定（法290条の3）がされた事件についても、同様の配慮をする運用が考えられる。

2 検察官による証人等の氏名及び住居の開示に係る措置（法299条の4）

(1) 措置の概要

検察官は、証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為（以下「加害行為等」という。）がなされるおそれがあると認める場合、被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、証拠開示の機会等（法299条1項）において、①弁護人に対し、その機会を与えた上で、当該氏名又は住居³を被告人に知らせてはならない旨の条件を付したり、被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること（以下「条件付与等の措置」という。）ができ、この措置によっては、加害行為等を防止できないおそれがあるときは、②被告人及び弁護人に対し、証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないこととした上で、氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先を知る機会を与える措置（以下「代替的呼称等の開示措置」という。）をとることができる（以下、これらの措置を「開示に係る措置」という。）。

(2) 措置の通知

検察官が開示に係る措置をとったときは、裁判所に対し、その旨及び弁護人に付した条件等又は氏名に代わる呼称等が書面で通知される（法299条の4第5項、刑事訴訟規則（以下「規則」という。）178条の8）⁴。

(3) 留意事項

検察官による開示に係る措置がとられた場合、閲覧謄写など裁判所におけるその後の訴訟手続に影響が及ぶことから⁵、通知書を裁判体の供覧に付し、押印を受けるなどして、確実に裁判体が認識できるよう留意する必要がある。また、担当書記官以外の書記官等が閲覧謄写の申請を処理する場合などに備え、開示に係る措置がとられていることが一見して分かるよう、例えば、記録表紙にその旨を明示するなど、各庁において、情報を共有し、かつ、裁判官や書記官等の構成が替わっても確実に引き継がれる態勢を整える必要がある。

なお、上訴等により、他の裁判所に記録を送付する際にも、確実に情報が伝わるよう配慮する必要がある。

³ 「氏名又は住居」とは、氏名のみ、住居のみ、氏名及び住居双方の3パターンがある。

⁴ 通知書は、記録の第1分類の公判調書（手続）群に綴る（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」（以下「編成通達」という。））。

⁵ 例えば、弁護人又は被告人が閲覧等を請求した場合の措置（法299条の6、規則178条の11第1項）の検討や、証人等を尋問する決定の告知方法（規則178条の12第1項（規則191条第2項の特則））などの手続への影響がある。

(4) 証人等の尋問決定の告知方法

氏名につき検察官による開示に係る措置がとられた証人等について尋問決定した場合には、決定の告知に際して被告人に（代替的呼称等の開示措置がとられたときは、弁護人にも）証人等の氏名が知られないように留意する必要がある（別紙1の「公判準備」欄も参照）。

ア ①公判前整理手続に付された事件の場合

公判前整理手続期日において証人等の尋問決定をした場合には、同期日に立ち会った弁護人への通知が不要であり（規則217条の13）、出頭していない被告人にも通知を要しない（規則217条の14）。

また、公判前整理手続期日外で証人等の尋問決定をした場合には、弁護人への通知は必要であるが、弁護人への通知をした場合は被告人に通知する必要はなく、通知内容も、尋問決定をした旨で足り（規則217条の14）、証人等の氏名を通知するものではない。

イ ②公判前整理手続に付されていない事件の場合

公判期日外で証人等の尋問決定をした場合に、条件付与等の措置がとられているときは、当該氏名を検察官及び弁護人に通知すれば足り、被告人に通知する必要はなく、また、代替的呼称等の開示措置がとられたときは、当該氏名に代わる呼称を被告人及び弁護人に通知することとなる（規則178条の12）。

(5) 検察官による開示に係る措置がとられたものの、措置対象となる者について被害者特定事項の秘匿決定又は証人等特定事項の秘匿決定がなされない事案における留意点

検察官による開示に係る措置がとられたとしても、必ずしも、その全てについて、秘匿の申出がなされるとは限らない（別紙1の「検察官による開示に係る措置」（一番右）の欄を参照）。この点、検察官による措置の対象となった者が被害者の場合には、検察官による開示に係る措置の要件と法290条の2第3項による被害者特定事項の秘匿決定の要件は重なり合う部分があることから、職権で被害者特定事項の秘匿決定をすることも考えられよう。他方、検察官による開示に係る措置の対象となった者が被害者以外の証人等の場合には、申出なく証人等特定事項の秘匿決定をすることはできないところ、検察官に事情を確認し、必要に応じ、改めて証人等に対する制度教示及び申出意向の確認を依頼することが考えられる。それでもなお、秘匿の申出が

ない場合⁶においても、公判廷において、被告人に措置対象である氏名又は住居が知られないように、配慮することも考えられる。

⁶ 例えば、供述録取書の供述者について、連絡が取れず、申出がなされない場合などが考えられる。

3 裁判所による開示に係る措置の裁定（法299条の5）

(1) 制度の概要

検察官が開示に係る措置をとった場合に、検察官による措置の要件該当性をめぐって被告人側との間で争いが生じ得ることから、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、措置の全部又は一部の取消しを請求することができる旨の規定が設けられた（法299条の5）。

(2) 手続の概要

ア 請求

裁定の請求は、原則として、書面で行う必要があり⁷、被告人又は弁護人は、検察官が迅速に意見を述べることを可能にするため、裁定の請求に係る書面の謄本⁸を検察官に送付しなければならない（規則178条の9）。例外的に、公判期日又は公判前整理手続期日においては、口頭で請求をすることを許すことができる（規則178条の9第3項、217条の25）⁹。

イ 裁判所の裁定（法299条の5）

裁判所は、被告人又は弁護人の請求により、法299条の5第1項各号のいずれかの事由に該当すると認めた場合には、開示に係る措置の全部又は一部を取り消さなければならない（同項）。また、同項第2号又は第3号に該当すると認めて措置の全部又は一部を取り消す場合において、当該措置に係る者に対し同項第1号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる（同条第2項本文）。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係を確かめることができなくなるときの他の被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがあるときは、この限りでない（同項ただし書）。

ウ 裁定の決定の告知

裁定の決定は、決定謄本の送達又は公判廷における宣告により訴訟関係人に告

⁷ 裁定の請求は、雑事件として立件し（平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」記第2の4別表第3）、裁定に関する書類は、記録の第1分類の公判調書（手続）群に綴る（編成通達）。

⁸ 写しも許容され（規則解説178条の9参照）、ファクシミリによる送信も可能である。

⁹ 期日において、口頭による請求が許された場合は、当該期日の調書（謄本又は抄本も可）で立件手続を行うことが考えられる。

知する（規則34条）。

なお、裁定請求についてした決定（法299条の5第1項）及び条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する決定（同条第2項）に対しては、即時抗告をすることができる（同条第4項）。

(3) 調書の記載

裁定の請求は、公判期日又は公判前整理手続期日においては口頭で行うことができ（規則178条の9第3項，217条の25），これに対する相手方の意見，裁判所の決定（法299条の5第2項の条件の付与又は時期若しくは方法の指定を含む。）が期日で行われたときは，調書の必要的記載事項となる（規則44条1項45号，217条の15第1項16号）。（[別紙3]公判調書記載例（法299条の5関係）参照）

4 裁判所における閲覧謄写等の際の措置（法299条の6）

(1) 制度の概要

裁判所は、検察官による開示に係る措置がとられた場合、又は、検察官による開示に係る措置について裁判所の裁定により条件付与等の措置がとられた場合において、弁護士又は被告人による訴訟記録等の閲覧謄写等（法40条1項、49条）の機会に、措置に係る証人等の氏名又は住居が被告人側に知られることを防止するため、弁護士からの申請に対しては、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は、知らせる時期若しくは方法を指定したり、当該証人等の氏名又は住居が記載、記録されている部分の閲覧謄写を禁じる措置をとることができる。被告人の申請に対しては、証人等の氏名又は住居が記載、記録されている部分の閲覧を禁止し、朗読を拒む措置をとることができる。

被告人が公判期日外の証人尋問に立ち会わなかった場合の当該尋問調書の閲覧等においても同様（規則178条の11）の規定が設けられている。

(2) 閲覧謄写等における措置の概要

申請があった場合の流れは、[別紙4]を参照

ア 弁護人の申請の場合（法299条の6第1項、第2項）

(ア) 要件

- ① 検察官による措置又は裁判所による裁定の際の措置がとられていること
- ② ①の措置に係る者又はこれらの者の親族に加害行為等がなされるおそれがあると認められること
- ③ 検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認められること
- ④ 被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる
ときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときでないこと

(イ) 措置

(ア)の要件に該当すると認めるときは、検察官による開示に係る措置及び裁判所が裁定の際にとった措置の範囲内において、当該氏名又は住居が記載されている部分につき、次の措置をとることができる¹⁰。

- ・ 被告人に知らせてはならない旨の条件を付すこと（法299条の6第1項、第2項）

¹⁰ なお、(ア)の要件に該当しないと認めるときは同措置をとることはできない。もっとも、閲覧謄写の際に被告人側に知ることがないように弁護人の了解を得てマスキングするなどの運用が妨げられるものではない。

- ・ 被告人に知らせる時期又は方法を指定すること（法299条の6第1項、第2項）
- ・ 閲覧又は謄写を禁じること（法299条の6第2項）（検察官による措置が代替的呼称等の開示措置である場合に限る。）

イ 被告人の申請の場合（法299条の6第3項）

(7) 要件

- ① 検察官による措置又は裁判所による裁定の際の措置がとられていること
- ② ①の措置に係る者又はこれらの者の親族に加害行為等がなされるおそれがあると認められること
- ③ 検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認められること
- ④ 被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる時、その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときでないこと

(4) 措置

当該氏名又は住居が記載されている部分の閲覧を禁じ、又は、当該部分の朗読の求めを拒むことができる。

(3) 条件付与等の方法等

条件を付したり、閲覧謄写等を禁じる措置をとるときは、閲覧謄写票¹¹の「許否及び特別指定条件」欄に記載し、「裁判長（官）印」欄に押印を受けることが考えられる¹²¹³（〔別紙5〕「閲覧、謄写における条件付与等の記載例」参照）。また、検察官による開示に係る措置に係る者の氏名又は住居が記載（記録）された訴訟に関する書類等の閲覧謄写等について、措置をとらない場合にも、閲覧謄写票の「裁判長（官）印」欄に押印を受けるなどして、裁判体の判断が明らかになるようにしておくことが望ましい¹⁴。

なお、証人等の氏名又は住居の記載部分について、前の申請の際に条件を付すなどしたことがある事件において、その後、当該証人等の氏名又は住居が記載された記録の閲覧謄写等の申請があった場合は、その都度、改めて、意見を聴いた上、措置の要否について判断する必要がある。

¹¹ 平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（以下「閲覧謄写通達」という。）別紙様式第2

¹² 別紙を引用しても差し支えない。

¹³ この場合、裁判長（裁判官）において措置の内容を記載し、「裁判長（官）印」欄に押印する。

¹⁴ 条件付与等の措置をとらない場合には、閲覧謄写票の「許否及び特別指定条件」又は「備考」欄に「法299の6Ⅰの措置はとらない。」などと明示する方法も考えられる。

また、関係人に対する措置の通知については、その措置の内容を申請人に通知することはいうまでもないが、検察官に対する通知の要否については、各裁判体の判断に委ねられる¹⁵。

(4) 証人等の呼称又は連絡先の通知

氏名又は住居の記載部分の閲覧謄写を禁じた場合には、弁護人の請求があるときは、氏名に代わる呼称及び住居に代わる連絡先を知らせなければならない（規則178条の10）¹⁶。呼称や連絡先については、検察官が代替的呼称等の開示措置をとったときには、裁判所に通知されていることから（法299条の4第5項，規則178条の8），該当する呼称等を知らせることになる。その場合，請求があった旨及び連絡した旨を記録上明らかにすることが望ましい¹⁷。

(5) 留意事項

ア 事務処理態勢の構築

通常、弁護人による訴訟に関する書類の閲覧謄写や被告人による公判調書（立ち会わなかった期日外の尋問調書を含む。）の閲覧、朗読の求めは、裁判長の許可を要しないが、閲覧謄写等の申請の範囲に検察官の開示に係る措置に係る者の氏名又は住居が含まれている場合には、必ず裁判体の判断（当該措置に係る氏名又は住居について、裁判所が措置をとるか否かの判断）を経る必要がある。したがって、検察官から開示に係る措置の通知（法299条の4第5項）を受けた場合には、担当書記官が不在の場合でも適切な事務を行うことができるよう、前記2の(3)のとおり情報の共有を図ると共に、各庁の実情を踏まえた処理態勢を整えておかなければならない。

なお、弁護人の記録等の閲覧が短時間で終わる見込みがある場合に、事件担当書記官が閲覧申請を直接受け付け、閲覧謄写票を使用しないで閲覧させる場合もあるが¹⁸、開示に係る措置がとられている事件については、上記の点に注意する必要がある。

¹⁵ 検察官に対する通知の要否については、裁判体が包括的に一般的な運用方針を示しておくことが考えられる（規則298条第2項）。なお、検察官から反対意見等が述べられた場合には、氏名又は住居が新たに被告人側に知られることになる証人等の立場等を考慮すると、あくまで裁判体の判断事項だが、許否の結果を検察官に通知する扱いが考えられる。

¹⁶ 例えば、同一公判期日において、複数の証人尋問等があり、複数の証人等について氏名が記載等されている部分の閲覧・謄写を禁じた場合など、閲覧・謄写を禁じた部分に記載等してあった証人等を特定するのに支障が生じる場合に請求があると想定される。

¹⁷ 請求は、書面あるいは口頭で行うことが考えられるところ、請求があった旨及び連絡した旨を記録上明らかにする方法は、例えば、閲覧謄写票の「備考」欄に記載することが考えられる。

¹⁸ 閲覧謄写通達記第3の5の(2)

また、証人等の氏名又は住居が記載（記録）されている部分の閲覧謄写等を禁じた場合、裁判所は、閲覧謄写等に供する訴訟関係書類やDVD等に記載（記録）された当該氏名又は住居部分を漏れなくマスキングや消去するなどして、氏名又は住居が明らかにならないようにする必要があるが¹⁹、そのためには、裁判体において、閲覧謄写等を禁止する氏名又は住居が記載（記録）されている部分を具体的に指示したり、担当書記官等がマスキング等の処理を終えた段階で、漏れがないかを確認したりするなど、万が一にも閲覧謄写等を禁じた氏名や住居が漏れることがないように、各庁の実情に応じた態勢を整える必要がある。

イ 検察官による措置との関係

裁判所が、証人等の氏名又は住居の開示に係る措置をとるには、検察官による措置が前提となることに留意する必要がある。例えば、検察官が何ら措置をとっていないにもかかわらず、裁判所が措置を講じることや、検察官が条件付与等の措置をとるとどめたのに、裁判所が閲覧謄写禁止の措置をとることは、許されない。他方、検察官が措置を講じた場合であっても、裁判所において措置の要件を満たさないと判断した場合に、措置を講じないことはできる。

ウ 従前の運用との関係

今回の改正により、条件を付し、又は閲覧謄写等を禁じる措置をとることができる事項は、「氏名」又は「住居」に限られている。また、これらの措置は、検察官による開示に係る措置（法299条の4）がとられていることが前提となる。したがって、起訴後に裁判所が職権で選任した鑑定人や通訳人等には、適用がない。他方、これまで、氏名又は住居に限らず、被害者特定事項等についても、事案によっては、閲覧謄写や謄本交付の際に明らかにならないような配慮をする運用が行われてきたところであるが、裁判所による開示に係る措置の有無にかかわらず、今後も被害者及び証人等の特定事項等について、そのような運用が妨げられるものではないことに留意されたい。

具体的には、弁護士による訴訟記録の閲覧謄写申請について、①裁判所が証人等の氏名又は住居について条件付与等の措置をとった場合は、証人等の氏名又は住居を含めて被害者特定事項又は証人等特定事項が記載等されている部分については、弁護人の了解を得た上でマスキングすることが考えられる。また、②裁判

¹⁹ 氏名又は住居が記載された部分をマスキングした写しを作成して閲覧謄写に供する方法が考えられる。

²⁰ 証拠書類やDVD等の原本が損傷又は変質しないように注意しなければならないことは言うまでもない（閲覧謄写通達第1の2参照）。

所が証人等の氏名又は住居について閲覧謄写を禁止する措置をとった場合は、措置対象である氏名又は住居についてマスキングすることはもちろん（弁護人の了解を得る必要はない。）、それ以外の被害者特定事項又は証人等特定事項が記載等されている部分についても、弁護人の了解を得た上でマスキングすることが考えられる。さらに、③裁判所が証人等の氏名又は住居について、閲覧謄写の際に措置をとらない場合であっても、被害者特定事項又は証人等特定事項の秘匿決定があったとき（これと同様の配慮が求められるとき²¹も同じ。）は、従前どおり、被害者又は証人等特定事項が記載等されている部分について、弁護人の了解を得た上でマスキングすることが考えられる。

エ 被害者等による公判記録の閲覧謄写との関係

被害者等による公判記録の閲覧謄写（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条及び第4条）については、改正されていないが、例えば、被害者以外の証人等の氏名又は住居について、検察官による開示に係る措置等がとられている場合などに、裁判体において何らかの配慮をする必要があると判断した場合には、同条の規定に基づいて、対応することになる。

²¹ 例えば、秘匿の申出はなかったが、仮に申出があった場合は申出が認められるような事案が考えられる。

第2 公開の法廷における証人等特定事項の秘匿措置について

1 制度の概要

法290条の3において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等の供述者（以下「証人等」²²という。）からの申出により、同条第1項各号の場合において証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（以下「証人等秘匿決定」という。）をすることができる旨の規定が設けられた。本制度は、基本的には被害者等特定事項の秘匿（法290条の2）と同様の制度であるが、その主な相違点は、[別紙6]のとおりである。

²² 本条における「証人等」は、検察官による開示に係る措置（法299条の4）がとられた者に限らない。したがって、当該措置の対象となっていない検察官請求の証人、弁護人請求の証人、起訴後に裁判所が選任した鑑定人や通訳人なども対象となる。

2 証人等秘匿決定

(1) 秘匿の申出

本申出は、被害者特定事項の秘匿の場合と異なり、あらかじめ検察官に申し出る必要はなく、証人等が直接裁判所に申出を行うこととされている（法290条の3第1項）²³。

しかし、証人等は、一般的に、検察官又は弁護士からの教示を受けない限り、本制度を理解しているわけではない。検察官及び弁護士に対しては、あらかじめ、必要に応じて、証人等に対する本制度の教示や意向の確認をしてもらうように依頼しておくことが考えられる。また、証人に召喚状を送達する際には、本制度の説明を同封したり、申出書のひな形を送付することなども考えられる（説明書及び申出書ひな形の例は[別紙7, 8]参照）²⁴。

なお、供述録取書等の供述者は、裁判所が接触することは困難であり、検察官において、必要に応じて、制度教示及び意向確認をしてもらうように依頼することが考えられる。

(2) 秘匿決定等

ア 秘匿決定

証人等から秘匿の申出がされた場合、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護士に意見を聴いた上、相当と認めるときは、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をする。

期日外に決定する場合は、決定書を作成する²⁵。また、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をしない場合は、申出書余白に、「職権発動せず」又は「決定せず」などと記載して裁判体の押印を受ける扱いも考えられる。

証人等秘匿決定がなされた場合は、被害者特定事項の秘匿の場合と同様、記録上一見して決定された旨がわかるように、例えば、記録表紙にその旨を明示するなど、各庁において、情報を共有し、かつ、裁判官や書記官等の構成が替わっても確実に引き継がれる態勢を整える必要がある。

²³ 申出の方式は定められていないため、必ずしも書面による必要はない。なお、申出があった場合には、検察官及び被告人又は弁護士の意見を聴く必要があるが、この場合には、法290条の3第1項各号の要件該当性についても意見が述べられることとなるから、期日外に口頭で申出があった場合には、この点に留意して申出理由等を確認しておくことが必要であり、意見を求める際には、書記官が確認した事情を記載した電話聴取書や申述書等の写しを添付して利用することも考えられる。

²⁴ 裁判所が選任した鑑定人、通訳人、翻訳人についても本制度の説明が必要と判断した場合には、裁判所から直接行うことになる。

²⁵ 申出書（口頭申出の場合は電話聴取書や申述書等）及び決定書は、記録の第1分類の公判調書（手続）群に綴る（編成通達）。

なお、上訴等により、他の裁判所に記録を送付する際にも、確実に情報が伝わるよう配慮する必要がある。

おって、証人等秘匿決定があった場合の呼称の定めに関しては、被害者特定事項の秘匿制度における規則196条の4と同様の規定がある（規則196条の7）。

イ 証人等秘匿決定の性質

証人等秘匿決定は、被害者特定事項の秘匿決定と同様に、公開の法廷で氏名や住所等の情報が傍聴人に知られることを防ぐことを目的としたものであり、被告人や弁護人に対して証人等特定事項を明らかにしないという法的効果を生じさせるものではない（法290条の3）。

他方、秘匿決定がされた事件の証人等が、自己の氏名又は住居を被告人や弁護人に知られたくないといった意向を有している可能性は他の事件よりも高いと思われるところ、証人等がこのような意向を有している場合には、検察官による開示に係る措置（法299条の4第1項ないし4項）がとられていない場合においても、裁判所としては、できるだけその意向を尊重した扱いを行うことが望ましい。

また、検察官による開示に係る措置（法299条の4第1項ないし第4項）がとられている場合には、その措置に応じた対応が必要となると考えられることから、裁判体と書記官、必要に応じて訴訟関係人との間で、閲覧謄写等以外の場面においても、法廷での運用等に関し、認識を共有しておくことが必要であると思われる。

ウ 証人等特定事項のうち氏名及び住所以外の事項の告知（規則196条の6）

証人等秘匿決定があった場合に、当該証人等の氏名及び住所以外に公開の法廷で明らかにされる可能性がある証人等特定事項について、訴訟関係人は、裁判所及び相手方又はその弁護人に告げることとされているが、裁判所としても、訴訟関係人からの告知のみに依拠するのではなく、秘匿の申出があり、これに対する意見を求める際に、証人等特定事項の範囲についても聴取しておくことも考えられる。

エ 呼称の定め（規則196条の7）

証人等秘匿決定があった場合の呼称の定めについては、被害者特定事項の秘匿（規則196条の4）と同様である。

なお、検察官による開示に係る措置（法299条の4）にかかる者について、

証人等秘匿決定をした場合に呼称を定める必要があるときは、検察官が定めた呼称（法299条の4第2項、4項）と同じ呼称とすることが考えられる。

(3) 証人等秘匿決定の告知（規則196条の8）

証人等秘匿決定及び証人等秘匿決定の取消し決定並びに証人等秘匿決定をしないこととしたときは、その旨を訴訟関係人（公判期日においてした場合を除く。）及び申出人に通知しなければならない、通知した旨を記録上明らかにする（規則298条3項）。

なお、申出人に対する裁判所からの通知先や通知方法について、申出人が何らかの希望を有している場合もあると考えられるので、検察官又は弁護人の請求にかかる証人等の場合には、請求人に確認することが考えられる。

また、証人等秘匿決定後、弁護人の辞任・解任によって新たな弁護人が選任されたときや、新たに加わった弁護人があるときは、当該弁護人に対して証人等秘匿決定がされている旨を事実上通知しておくことが望ましい。

(4) 公判廷における手続

証人等秘匿決定がされた場合、被害者特定事項の秘匿と同様、起訴状や証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行い（法291条3項、305条4項）、また、訴訟関係人の尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときは、これを制限することができる（法295条4項）。その他、判決の宣告（規則35条4項）、訴因変更請求書等の朗読（規則209条6項）、公判前整理手続等の結果を明らかにする手続（規則217条の31第4項）についても同様の規定が設けられている。

なお、証人等秘匿決定があった場合には、証人等特定事項が法廷で明らかになることがないように、期日の冒頭や対象となっている証人等の尋問の前に、訴訟関係人に対し、改めて注意喚起を行うことも有効であろう。

(5) 調書の記載

公判期日において、証人等秘匿決定をした場合（法290条の3第1項）又は証人等秘匿決定を取り消した場合（同条2項）は、公判調書の必要的記載事項として、調書に記載する（規則44条1項46号）。（[別紙9]公判調書記載例（法290条の3関係）①及び⑤）

上記以外でも、公判期日において、秘匿の申出があった場合、意見が述べられた場合（法290条の3第1項）、公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知（規則196条の6）がされた場合又は呼称の定め（規則196条の7）がされた場合などは、被害者特定事項の秘匿と同様、適宜記載するのが相当

である（平成19年12月25日付け刑事局第二課長，家庭局第二課長，総務局第三課長事務連絡「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する参考事項について」参照）。（別紙2 公判調書記載例②，③及び④）

なお，公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の記載についても，公判調書と同様である（必要的記載事項につき，規則217条の15第1項17号，217条の29）。

(6) 刑事訴訟記録上における配慮等

閲覧謄写の際の措置（法299条の6）も設けられたが，証人等の保護を十分に図るために，証人等の住居等がそもそも刑事訴訟記録上表れないように配慮することが考えられる。その場合に，どのような方法をとるかについては，手続の主宰者である裁判体の判断事項に含まれるものもあるところ，平成25年6月28日付け刑事局第二課長，総務局第三課長事務連絡「被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の住所等の取扱いについて」において示した運用例などを参考に，個別具体的な事件ごとに合理的な配慮の在り方を検討し，事件処理に遺漏のないようにされたい。

3 秘匿の申出がされない証人等の特定事項の取扱い

証人等の氏名等の取扱いに関して配慮が必要となる場合は，必ずしも証人等秘匿決定がされた事件に限られない。この点，検察官による証人等の氏名・住居の開示に係る措置（法299条の4）の対象となった者が被害者の場合には，検察官による証人等の氏名・住居の開示に係る措置の要件と法290条の2第3項による被害者特定事項の秘匿決定の要件は重なり合う部分があることから，職権で被害者特定事項の秘匿決定をすることも考えられよう。他方，検察官による証人等の氏名・住居の開示に係る措置の対象となった者が証人等の場合には，申出なく証人等秘匿決定をすることはできないところ，検察官に事情を確認し，必要に応じ，改めて証人等に対する制度教示及び申出意向の確認を依頼することが考えられる。それでもなお，秘匿の申出がない場合²⁶においても，少なくとも被告人との関係では，氏名等を明らかにすることが適当でない場合であるから，秘匿の申出がなされない場合であっても，特に公判審理の場面を中心として，一定の配慮が必要となることに留意されたい。

また，裁判所は，証人等の意向について当然に知り得る立場にはなく，多くは検察官を通じてその証人等の意向などの配慮の必要性を判断するために参考となる情報を入手

²⁶ 例えば，供述録取書の供述者について，連絡が取れず，申出がなされない場合などが考えられる。

することになる。したがって、裁判所としては、検察官が開示に係る措置をとった旨の通知（法299条の4第5項）を受けたときは、検察庁から適切に情報を収集するなどした上、具体的にどのような配慮を要するかについて、裁判体及び関係職員の間で認識を共通にし、事件処理に遺漏がないように留意されたい。

被害者・証人等特定事項の秘匿に関する制度・運用について

	被害者特定事項秘匿決定 (法290の2 I、III)	証人等特定事項秘匿決定 (法290の3 I)	被害者・証人等 秘匿決定 (法290の2、290の3)	検察官による 開示に係る措置 (法290の4)	検察官による開示 に係る措置 (秘匿決定がない場合) ※
制度概要	検察官から申出通知又は職権 (法290の2 II、III) (審級ごとに申出が必要)	証人等本人から直接申出 (法290の3 I) (審級ごとに申出が必要)	左記参照 被害者→検察官 証人等→証人等本人	検察官の措置の通知(法299の4 V) 裁判体への供覧 記録表紙に明示するなどの情報共有	
報道機関への 情報提供 開廷表作成	<p>被害者・証人等特定事項の通知</p> <p>・被害者秘匿 検察官 → 裁判所及び被告人又は弁護人(規則196の3) ・証人等秘匿 検察官及び被告人又は弁護人 → 裁判所及び相手方又はその弁護人(規則196の5)</p>				検察官に、証人等への秘匿制度の敷示、申出の意向確認を依頼。職権による被害者秘匿決定の可否を検討
公判準備	<p>法廷外で明らかにしないための配慮</p> <p>⇒</p> <p>被告人氏名が被害者・証人等の特定事項にあたる場合 (例:父親の娘に対する性犯罪等) 被告人氏名について ①報道機関に明らかにしないよう期日予定表をマスキングするなど(総務課との情報共有) ②開廷表をマスキングする</p>				措置事案における証人等尋問決定の告知方法(対被告人側) ①公判前整理手続等に付された事件の場合(規217の14) 「尋問決定をした旨」を弁護人の方に通知(証人等の氏名を通知するものではない。) ②①以外の事件 ・条件付与等の措置の場合(規178の12 I) 「証人等の氏名」を弁護人の方に通知 ・代替的呼称の開示の措置の場合(規178の12 II) 「証人等の代替呼称」を被告人及び弁護人に通知
公判前調査 記録整理	<p>できる限り秘匿情報等を記録にしない配慮</p> <p>⇒</p> <p>①当事者作成の証人尋問請求書 → 原則、住居を記載しない ②証拠等関係カード</p>				
裁判員等 選任手続	候補者に被害者特定事項を 明らかにしない (裁判員法33の2)	候補者に被害者特定事項を 明らかにしない (裁判員法33の2)			
公判審理	<p>①起訴状朗読の際、特定事項を明らかにしない(法291 II・III) ②特定事項にわたる尋問陳述を制限(法295 IV) ③証拠書類の朗読の際、特定事項を明らかにしない(法305 III・IV) など</p>				証人等の氏名・住居を被告人に知られないように配慮 → 尋問陳述を制限、証拠書類の朗読の際、特定事項を明らかにしない
期日開廷書 記録整理	<p>証人等調べ時に秘匿情報を明らかにしないための配慮</p> <p>⇒</p> <p>①証人等の人定質問時 → 氏名、住所等を発言させない方法で確認。原則、住所は確認しないなど ②証人等の宣誓時 → 氏名を読み上げさせない(ビデオリンク時は特に注意!) ③被告人に書面を示す際など → 氏名・住居等が記載されていないか確認</p>				
公判調査 記録編成	<p>できる限り秘匿情報等を記録にしない配慮</p> <p>⇒</p> <p>①当事者作成の証人尋問請求書 → 原則、住居を記載しない ②証拠等関係カード</p>				
判決宣言	<p>できる限り秘匿情報等を記録にしない配慮</p> <p>⇒</p> <p>①証人尋問調査等 → 原則、住居を記載しない ②証人出頭カード → 編綴しない ③旅費日当請求書 → 住所欄をマスキング</p>				
訴訟記録の 閲覧録写	<p>特定事項を明らかにしない(規35 III)</p>				証人等の氏名・住居を被告人に知られないように配慮 → 特定事項を明らかにしない
判決要旨 謄本交付	<p>【凡例】</p> <p>■: 刑事訴訟法の規定 法: 刑事訴訟法 ●: 刑事訴訟規則の規定 規: 刑事訴訟規則 □: 運用上の配慮</p>				裁判所による閲覧録写の際の措置 証人等の「氏名・住居」の記載(記録)部分につき 被告人に知らせてはならない条件付与等(法299の6 I) 閲覧録写禁止、朗読の求めの拒絶(法299の6 II、III) 【NG】 ・検察官による措置がないとき→裁判所が措置をとる × ・検察官による条件付与等措置のとき→裁判所が閲覧録写禁止の措置をとる ×
	<p>特定事項が漏れないようにするための配慮 (弁護人の了解が必要)</p> <p>⇒</p> <p>氏名、住居を含む特定事項のマスキング</p>				<p>更に検討</p> <p>特定事項が漏れないようにするための配慮 (弁護人の了解が必要)</p> <p>⇒</p> <p>①裁判所が措置をとった場合 措置対象外の特定事項のマスキング ②裁判所の措置はないが、秘匿決定がある場合 氏名、住居を含む特定事項のマスキング</p>
	<p>判決要旨 判決要旨：被害者・証人等特定事項が明らかになっていないか確認 謄本交付：被害者・証人等特定事項のマスキング確認(※弁護人の了解を得る。了解が得られない場合は対応を検討)</p>				

※ 供述録取書の供述者に連絡がつかない場合などが考えられる。もっとも、検察官による措置の対象が被害者である場合は、法290の2 IIIにより、秘匿決定を行うことも考えられる。秘匿申出がなく、検察官による措置がとられている事案は、稀であろう。

※ 運用上、配慮すべき事項については、次の事務連絡を参照

① H25.6.28付け「被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の住所等の取扱いについて」

② H26.9.24付け総務局第三課長、刑事局第二課長書簡

③ H27.9.17付け「被害者特定事項の秘匿決定がされた事件及び当事者名を秘密記載部分として閲覧等制限の申立てがされた事件の報道機関等に対する期日情報の提供について」

証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の概要

氏名等の開示(法299条1項)

- 検察官…が証人等の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない(前段)
- 証拠書類又は証拠物の取調べを請求する場合、あらかじめ、相手方に関覧の機会の付与(後段)

【1】検察官による措置(法299条の4)

- ① 証人等若しくはその親族の身体等の加害又はこれらの者を畏怖・困惑させるおそれ

条件付与等の措置

- 弁護人に対し
- 当該氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件
 - 被告人に知らせる時期又は方法を指定(1項本文又は3項本文)

- ② 条件付与等の措置では加害行為等を防止できないおそれがあると認めるとき

代替的呼称等の開示措置

被告人及び弁護人に対し、証人等の氏名又は住居を知る機会を与えない(2項前段又は4項前段)

措置をとることができない場合

- ③ 被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき
(法299条の4第1項ただし書又は3項ただし書、2項前段又は4項前段)

【2】検察官による通知(法299条の4第5項)

検察官は、措置をとったときは速やかに裁判所に通知

被告人又は弁護人の請求

【3】裁判所による裁定(法299条の5)

- ①から③までの要件を判断
→ 検察官による措置の全部又は一部の取消し(1項)、
取消し+条件付与等の措置(2項) が可能

弁護人又は被告人からの閲覧謄写申請

【4】裁判所による措置(法299条の6)

- 弁護人の閲覧・謄写請求につき、①を満たし③にあたらぬとき、条件付与等の措置(1項)又は閲覧謄写禁止の措置(2項)
- 被告人の閲覧等請求につき、①を満たし③にあたらぬとき、閲覧等禁止の措置(3項)

(別紙3)

公判調書記載例（法299条の5関係）

① 証人等の氏名等の開示に関する裁定（法299条の5第1項）

証人等の氏名等の開示に関する裁定

弁護士

本日付け証人等の氏名等の開示に関する裁定請求書記載のとおり

検察官

上記請求に係る措置の取消しについては、次の理由から、措置の取消しは不相当と思料する。（以下略）

裁判長

本日付け裁定請求書にかかる検察官による措置は、法299条の5第1項1号に該当すると認め、当該措置の全部を取り消す旨決定

（以下略）

② 証人等の氏名等の開示に関する裁定（法299条の5第2項）

証人等の氏名等の開示に関する裁定

弁護士

甲第〇号証の司法警察員に対する供述調書の供述者の氏名等について、検察官が法299条の4第4項の措置をとったが、当該措置に係る者については、法299条の5第1項2号に該当するので、措置の取消しを請求します。

検察官

上記請求に係る措置については、いまだ、被告人又はその関係者

により供述者の身体若しくは財産に対し、害を加える行為がなされるおそれがあり、取消しは相当ではない。

裁判長

甲第〇号証の司法警察員に対する供述調書の供述者の氏名及び住居について、検察官がとった法299条の4第4項の措置を取り消す。ただし、当該供述者の氏名及び住居を被告人に知らせる時期を、平成〇年〇月〇日以降と指定する。

(以下略)

「供述者」については、「供述者(●●)」と呼称を記載することも考えられる。

口頭により裁定の請求をするには、裁判所の許可が必要であるが(規則178条の9第3項)、この許可決定は、その後の手続が調書に記載されることによってその存在が推認されるので、記載していない。

③ 期日において検察官から意見が出された場合(法299条の5第3項)

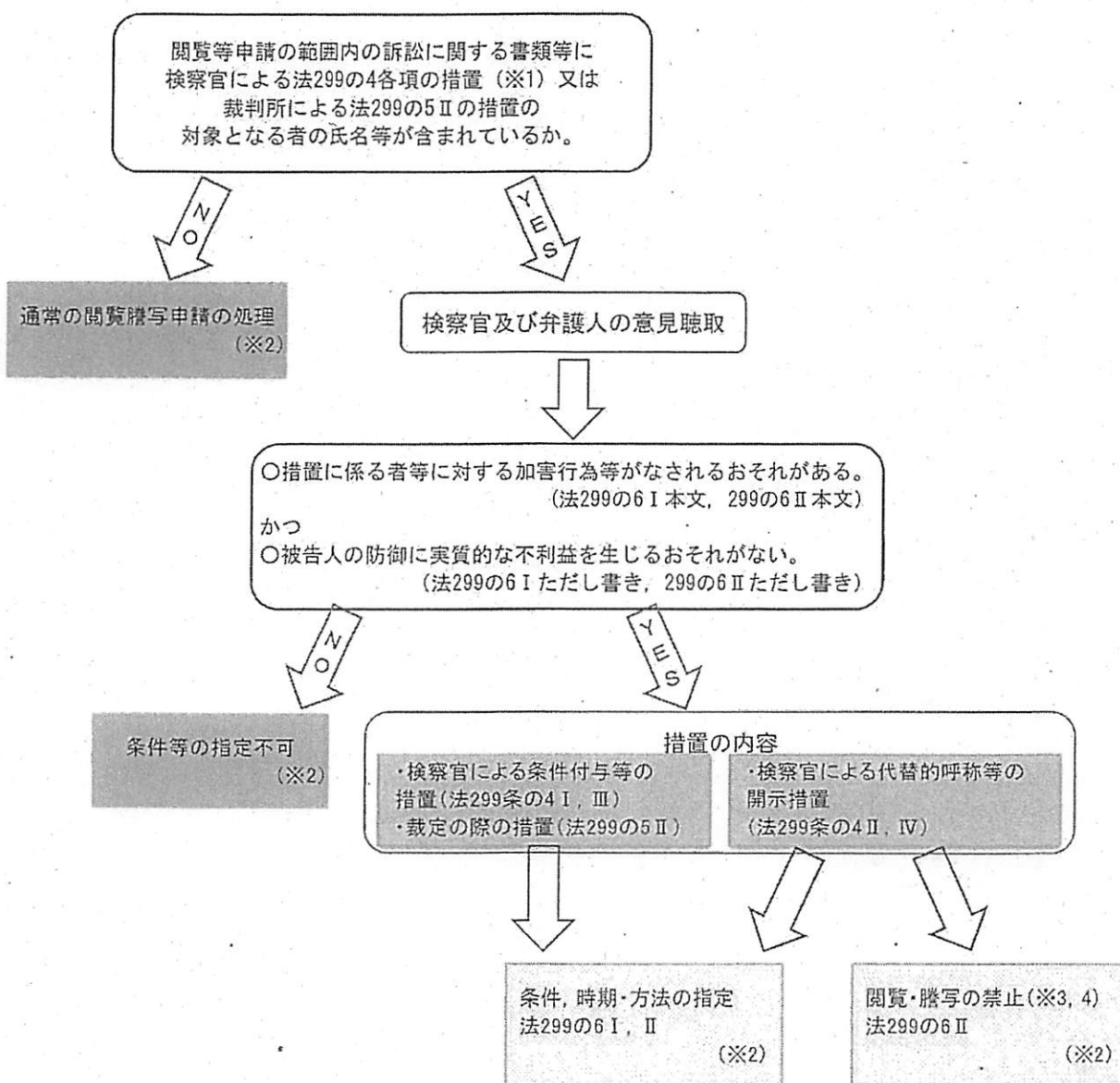
証人等の氏名等の開示に関する裁定

検察官

証人等の親族の身体若しくは財産に危害を加えるおそれがあると
思料します。

(以下略)

法299条の6 I, IIによる閲覧謄写に関する措置
【弁護人からの法40条 Iによる請求】



※1 検察官が法299条の4第1項から第4項の措置をとったときは速やかに裁判所に書面で通知される(法299条の4第5項, 規則178条の8)。

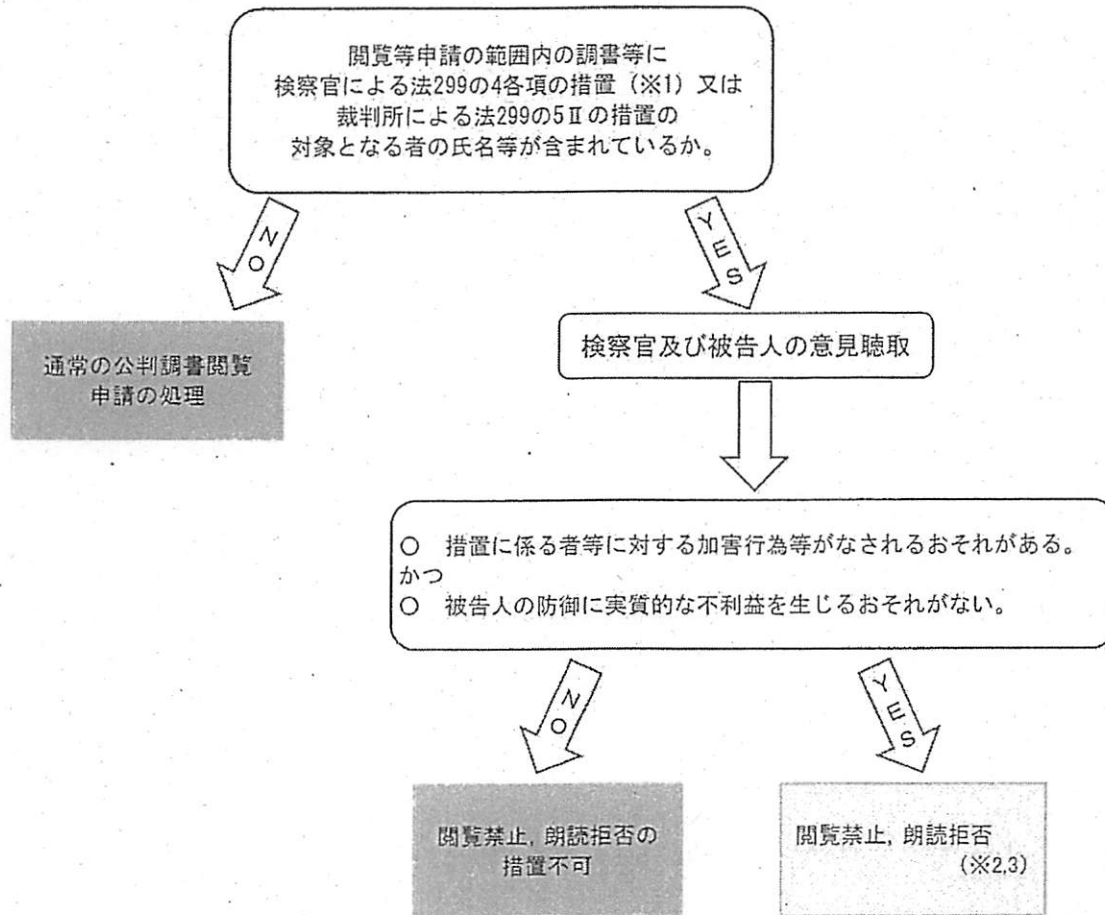
※2 裁判体の判断により, 弁護人の了解を得て, 特定事項が漏れないようにするための配慮が可能。

(例) ・条件, 時期, 方法の指定をした場合 → 氏名・住所をマスクング
・閲覧・謄写の禁止をした場合 → 氏名・住所以外の特定事項をマスクング
・いずれの措置もしない場合 → 氏名・住所・その他の特定事項をマスクング

※3 当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分に限る(法299条の6第2項本文)。

※4 閲覧等の対象となる書類や証拠物の中の氏名, 住居の閲覧謄写を禁じる場合は, 記載部分のマスクングをし, 又は, 原本そのものではなく消去作業用に複製した映像データを用いて, 音声・映像の記録部分を消去する。

法299条の6Ⅲによる閲覧謄写に関する措置
【被告人からの法49条による請求】



※1 検察官が法299条の4第1項から第4項の措置をとったときは速やかに裁判所に書面で通知される(法299条の4第5項、規則178条の8)。

※2 当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分に限る(法299条の6第3項本文)。

※3 閲覧の対象となる調書の中の氏名又は住居の閲覧を禁じる場合は、記載部分をマスキングをし、又は、原本そのものではなく消去作業用に複製した映像データを用いて、音声・映像の記録部分を消去する。

(別紙5)

閲覧、謄写における条件付与等の記載例

1 条件付与 (法299条の6第1項, 第2項)

【例1 条件の付与】

甲第●号証の証人の氏名及び住居を被告人に知らせてはならない。

弁護人は、当該証人の氏名等の閲覧謄写が可能であるから、証人等の氏名を記載して特定することも考えられるが、記録上、証人等の氏名の記載は必要最小限にとどめるのが相当と判断した場合には、上記のように特定することが考えられる。もっとも、その場合でも、証人が複数いるような事案において弁護人に通知する際には、事実上、具体的な氏名を明示するなどの工夫が考えられる。

2 時期・方法の指定 (法299条の6第1項, 第2項)

【例2 時期の指定】

甲第●号証の証人の氏名を被告人に知らせる時期を、平成●年●月●日以降とする。

【例3 方法の指定】

甲第●号証の証人の氏名を被告人に知らせる際に、書面に記載したもの（当該氏名が記載された証人尋問調書を含む。）を交付するなど漢字による表記を知らせてはならず、その読み方を口頭で知らせなければならない。

3 閲覧、謄写の禁止 (法299条の6第2項)

【例4】

証人（甲第●号証）の氏名及び住居記載（記録）部分の閲覧及び謄写を禁じる。

閲覧謄写票は、記録を交付する際に弁護人にも示すから（受領印を得るため）、具体的な証人等の氏名は、記載しない。

なお、閲覧等を禁じる場合に、裁判体と書記官との間で、マスキングする範囲を共有するために、例5のように特定しておくことが考えられる。

【例5 閲覧等を禁じる氏名等記載部分の特定】

証人（人第●号証）の氏名及び住居記載（記録）部分の閲覧及び謄写を禁じる。

（氏名等記載部分）

- 証人等特定事項の秘匿の申出書、第●回公判の公判調書及び証人尋問調書（人定部分）
- 甲第●号証のDVD（再生時間●分～●分の音声）
- 甲第●号証のブルーレイディスク（再生時間●分～●分の音声及び映像）

閲覧等を禁じる氏名及び住居が、音声のみではなく、映像としても記録されている場合には、「音声及び映像」などと明確にしておくことと齟齬がない。

記録されている映像を消去する方法としては、映像データ原本そのものではなく、消去作業用に複製した映像データを用いて、氏名又は住居が記録されている部分の時間帯の音声を含む映像全体を消去する方法や氏名又は住居が記録されている映像部分をモザイク等で処理する方法などがあるが、その方法については、裁判体と認識を共有しておく必要がある。

(別紙6)

被害者特定事項と証人等特定事項の相違点

	被害者等特定事項	証人等特定事項
根拠条文	法290条の2	法290条の3
申出人	①被害者等，当該被害者の法定代理人 ②①から委託を受けた弁護士	証人，鑑定人，通訳人，翻訳人又は供述録取警等の供述者
申出先	検察官	裁判所
手続要件	①検察官が意見を付して裁判所に通知 ②被告人又は弁護士へ求意見 ③裁判所の決定	①証人等から直接裁判所に申出 ②検察官及び被告人又は弁護士へ求意見 ③裁判所の決定
呼称の定め	できる	
	(規則196条の4)	(規則196条の7)
決定の通知等	①訴訟関係人に通知(規則196条の5第1項) ②申出人に通知(規則196条の5第2項)	①訴訟関係人に通知(規則196の8第1項) ②申出人に通知(規則196の8第2項)
氏名・住所以外の事項の告知	検察官 → 裁判所 ↓ 被告人又はその弁護士 (規則196条の3)	訴訟関係人 → 裁判所 ↓ 相手方又はその弁護士 (規則196条の6)
取消決定	あり	
	(法290条の2第4項)	(法290条の3第2項)
調書記載	【必要的記載事項】 ・公判期日において決定をした場合(規則44条1項46号) 【記載相当事項】 ・公判期日において申出通知があった場合 ・公判期日において意見が述べられた場合 ・公判期日において，公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知(規則196条の3)がされた場合 ・公判期日において呼称の定め(規則196条の4)がされた場合	【必要的記載事項】 ・公判期日において決定をした場合(規則44条1項46号) 【記載相当事項】 ・公判期日において申出があった場合 ・公判期日において意見が述べられた場合 ・公判期日において，公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知(規則196条の6)がされた場合 ・公判期日において呼称の定め(規則196条の7)がされた場合

(別紙7)

証人等特定事項秘匿申出について

1 「証人等特定事項の秘匿」とは？

証人であるあなたの氏名及び住所その他のあなたがどこの誰か特定させる事項（以下「証人等特定事項」と言います。）を、公開の法廷で明らかにしないこととする制度です（刑事訴訟法第290条の3）。

2 どのような場合に認められますか？

次のとおりです。

(1) 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより、証人であるあなた若しくはあなたの親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められるとき（刑事訴訟法第290条の3第1項第1号）。

または

(2) 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより、証人であるあなたの名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められるとき（刑事訴訟法第290条の3第1項第2号）。

3 何か手続が必要ですか？

証人であるあなたから、刑事裁判が行われる裁判所に対し、申出をしていただく必要があります。

申出は、なるべく書面（申出書）で行ってください（添付の書式を御利用いただくか、同書式と同様の内容を記載した書面を提出してください。）。

申出書には、あなたが上記2の要件を満たしているという具体的事情も記載していただく必要があります。

4 申出をした後の手続は？

所要の手続を経たあと、申出が認められたか否か、裁判所から結果をお知らせします。

なお、判決後に上訴があった場合には、上訴裁判所に対し改めて申出が必要となります。

(別紙 8 - 1)

証人等特定事項秘匿申出書

平成●年●月●日

●● 裁判所 御中

氏名 ○ ○ ○ ○ 印

私の氏名及び住所その他私を特定させることとなる事項（以下「証人等特定事項」という。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定を求めます。

理由（該当する番号を○で囲み、具体的事情を記載してください。）

- 1 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより、私若しくは私の親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるから（法290条の3第1項第1号）。
- 2 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより私の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあるから（同項第2号）。

具体的事情（括弧内に記載してください。）

()

【裁判所記載欄】

- ・ 事件番号：平成 年 () 第 号
・ 被告人名：
・ 申出人：証人 鑑定人 通訳人 翻訳人 供述録取書の供述者

(別紙 8-2)

● 太字部分について、記載してください。

証人等特定事項秘匿申出書

平成●年●月●日

乙地方裁判所 御中

氏名 丙 田 花 子 ㊟

私の氏名及び住所その他私を特定させることとなる事項（以下「証人等特定事項」という。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定を求めます。

理由（該当する番号を○で囲み、具体的事情を記載してください。）

- ① 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより、私若しくは私の親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるから（法 290 条の 3 第 1 項第 1 号）。
- 2 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより私の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあるから（同項第 2 号）。

具体的事情（括弧内に記載してください。）

（記載例）

- ・ 被告人は暴力団組員であり、暴力団関係者から報復や嫌がらせがされるおそれがあるから。

【裁判所記載欄】への記載は不要です。

【裁判所記載欄】

- ・ 事件番号：平成 年（ ）第 号
- ・ 被告人名：_____
- ・ 申出人：証人 鑑定人 通訳人 翻訳人 供述録取書の供述者

(別紙 9)

公判調書記載例 (法 290 条の 3 関係)

① 証人等特定事項を明らかにしない旨の決定がされた場合

(法 290 条の 3 第 1 項)

証人等特定事項の秘匿

裁判長

甲第●号証の検察官に対する供述調書の供述者の特定事項を公開
の法廷で明らかにしない旨決定

(以下略)

見出しの統一を図るため、対象者の属性に関わらず、「証人等特定事項」と記載することが考えられる。

② 公判期日において申出があった場合

証人等特定事項の秘匿

証人●

公判廷で氏名等が明らかにされることにより、私自身又は私の親族に加害行為がなされるおそれがあるため、特定事項の秘匿を申し出ます。

検察官

証人の氏名及び住居については、法 299 条の 4 第 1 項の措置をとっており、申出は相当と思料します。

弁護士

しかるべく。

(以下略)

呼称 (法 299 の 6 ②, ④) や証拠番号により証人を特定することが考えられる。

秘匿の申出やこれに対する訴訟関係人の意見は、公判調書の必要的記載事項ではないが、これらが期日で行われた場合は、調書に記載するのが相当であろう。

- ③ 公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する事項の告知がされた場合
(規則196条の6)

証人等特定事項の秘匿

検察官

甲第●号証の証人の氏名及び住所のほか、同人の勤務先及び両親の氏名が明らかにされる可能性があると思料します。

(以下略)

- ④ 呼称の定めがされた場合 (規則196条の7)

証人等特定事項の秘匿

裁判長

証人等の氏名に代わる呼称を、甲第●号証の検察官に対する供述調書の供述者につき「●」と、甲第●号証の証人につき「◎」と定める。

(以下略)

- ⑤ 証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した場合

(法290条の3第2項)

証人等特定事項の秘匿の取消し

裁判長

人第●号証の証人の特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定の取消決定